

渋沢栄一が設立に関わった企業のDNAを探る 第10回

東京証券取引所 中央区

「信用」を育て根付かせる

欧米列強に打ち克つ

東京証券取引所はおよそ140年前、日本初の公的な証券取引所「東京株式取引所」として産声を上げた。その礎を築いた渋沢栄一は、徳川昭武の遣欧使節団として随行したパリ留学の際、株式会社や取引所の仕組みに大きな関心を抱いたという。

当時、欧州では株式会社が一つのブームだった。1602年にオランダの東インド会社が初の株式会社として発足してから200年余りが経ち、制度も成熟していた頃であったという。同所金融リテラシーサポート部の石田慈宏課長は「当時の日本は、海外との国力の差を痛感していた。欧米列強に打ち克つためには、株式会社の仕組みを構築することで多くの資本を集め、新しい日本を作っていくことが急務だと考えたのではないか」と当時の状況を推察する。

設立に奔走

株式会社制度の導入に向けて渋沢は汗を流した。1871年には「立会略則」を刊行し、株式会社の仕組みの普及に貢献。また、資本を集め、証券化して流通させるために必要な証券会社の確立にも奔走した。そして、78年に渋沢をはじめとした10人の発起人によって設立願書が提出され、認可された。渋沢はわずか数年で株式会社制度を一か

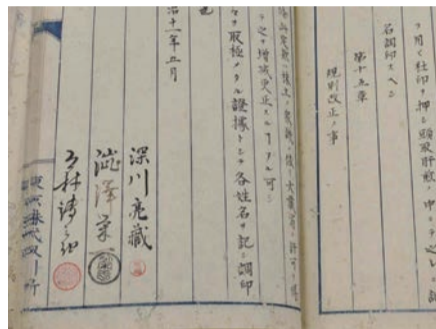


1878年5月東京株式取引所が設立

ら作り上げることに成功したのだ。

合本主義の思想を反映

この株式会社制度は投機的な色合いの強さが懸念され、ややもすると渋沢が持つ道徳感とは相反するかもしれない。しかし、「渋沢は株式会社制度の設立は短期的にも中長期的にも必要なことだと思っていたのではないかと石田課長は話す。そのキーワードとして「信用」という言葉を挙げた。「株式を売買し、そこから利益が生まれるのは10年20年先になる。渋沢は企業人と信用を築きながら、それを育て、根付かせていくことが世の繁栄につながると考えていたのだろう」と述べた。これは、広く公益のために資本や人材を集める「合本主義」の思想が色濃く反映されている証左ではないだろうか。



1878年に作成された定款。渋沢が直筆で署名している



石田慈宏金融リテラシーサポート部課長

いま一度、渋沢の功績を振り返る

渋沢が構築した株式会社制度は脈々と続き、現在でも毎日のように株式取引が行われているが、まだまだ制度としては未熟な部分も多々あると石田課長は指摘する。「コンプライアンスの問題や、巨大資本市場による社会構造など、色々な意味で課題は残されている。渋沢による合本主義で世の中を良くしていくという面では道半ばかもしれない。こうした時代だからこそ、渋沢の築いた功績にいま一度立ち返って株式会社制度を考えていかなければならないのではないか」と強調する。

今後はこうした渋沢の功績や理念を一層広めていきたいと意気込む石田課長。東京証券取引所が担う役割は大きい、将来の発展・繁栄に向け歩み続けている。



featuring

渋沢栄一

受け継がれたDNAとその言葉

東商初代会頭の渋沢栄一は、当時500を超える企業の設立に関わった。「民の力を強くしなければ、世の中の繁栄はない」「公益と私益の両立」といった渋沢の「意志」は現代でも脈々と受け継がれている。その意志をつなぎ現在も活躍する企業の取り組みや想いを紹介するとともに、渋沢が残した言葉の意味を検証し、これからの経済社会の在り方を考える機会としていきたい。

渋沢栄一の言葉

第38回

その会社を利用して自己の栄達を計る踏み台にしようとか、利慾を図る機関にしようとかいう考えをもって、重役となる者がある。かくのごときは、^{ゆる}実に宥すべからざる罪悪である。 【論語と算盤:合理的の経営】

確かにカルロス・ゴーン被告が訴えるように日本の刑事司法制度には色々な改善点がありそうです。確かにゴーン被告は合理的経営に徹底して日産をリバイバルさせました。そして、確かに逮捕されてから日産の時価総額の棄損は告訴されている罪の金額と比べると遥かに大きいものとなっています。

自分が主張していたことが本当に正しいければ、ルール範囲内で行動していたことになるので日本の裁判所でもゴーン

被告は無罪を勝ち取る可能性はゼロではなかったと思います。しかし、仮に無罪という判決が下されてとしても、果たして、経営者として、人間として、正しい道理に従っていたのでしょうか。

ゴーン被告は記者会見で吠えました。自分だけでは何事も決断できなく、他の役員が契約書類に署名しているのではないかと。ただ、あの素振りを見ると、あの怒りを見ると、これがゴーン被告の本心ではないかと感じた視聴者が多かったと

思います。

経営会議や取締役会でも同じ本性を見せていたようなら、ゴーン被告の意思に異議や反対意見を述べるだけではなく、留意点や課題を示すことも容易ではなかったと想像できます。

もちろん、このように企業経営のガバナンスが機能していない状態が長年続いていたのであれば、「罪者」はゴーン被告だけではありません。しかし、企業価値の持続的な創造のため、公正なガバナ

ンスを設計して、株主に提案して実行する責務は経営トップが最優先すべき事項ではないでしょうか。自分の正当性を通すことだけではありません。

渋沢栄一が唱える「合理的」な経営とは、理屈や理論で正当化させる経営ではありません。道理や倫理ある正しい経営です。

シブサワ・アンド・カンパニー社長 渋澤 健

中小企業のための女性活躍推進事業

労働者数300人以下の 中小企業の皆さまへ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人材確保・業績アップの第一歩に 女性の活躍推進に取り組みませんか?

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画とは、女性労働者の雇用管理の課題について解決していくための目標を立てて取り組んでいただくもので、各企業の働き方改革にもつながっていきます。人手不足対策や長時間労働対策などの一環として女性活躍推進に取り組み、人材確保や働きやすい職場づくりにつなげませんか?



相談無料

女性活躍推進に関する取組を『無料』で支援いたします! ●個別訪問支援 ●電話相談 ●メール相談

労働者数300人以下の中小企業に対して、女性活躍推進法に基づく課題分析、行動計画策定、「えるぼし」認定取得等に関する支援を全国で実施しています。

お申込み・お問合せ 女性活躍推進センター東京事務局 一般財団法人女性労働協会

☎ 03-3456-4412 (平日9:00~17:00)

「中小企業のための女性活躍推進サポートサイト」

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

女性活躍推進サポートサイト

検索

